

名張市火災予防条例の一部改正について

1. 改正の趣旨及び背景

従来の蓄電池設備の規制は、主に鉛蓄電池（開放型）を想定して策定されていましたが、リチウムイオン蓄電池などの新たな種別の蓄電池への対応や、現在普及している蓄電池設備の更なる大容量化が見込まれることから、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正されました。このことに伴い、蓄電池設備の基準の見直し及び固定燃料を用いた厨房設備の離隔距離に係る規定の整備のほか、所要の改正を行おうとするものです。

2. 改正の内容

- (1) 規制の対象となる蓄電池設備について、安全性を分類する際に一般的に用いる蓄電池容量（キロワット時）（現行：アンペアアワー・セル）で区分することとします。
- (2) 蓄電池設備の容量が10キロワット時以下のもの及び10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって、出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを規制の対象から除くこととします。
- (3) 固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離に係る規定を整備します。
- (4) その他所要の改正を行います。

3. 施行期日等について

(1) 施行期日

令和6年1月1日から施行します。

(2) 経過措置について

この条例の施行の際に現に設置され、又は設置の工事中である燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備については、従前の例によることとします。また、新条例第20条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際に現に設置されているもの又はこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までに設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しないこととします。

4. 参考

木炭を使用する業務用厨房設備

